

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 41 条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第 40 条各号のいずれにも該当しないもの。

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成19年7月8日(日)	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所新館第13会議室ほか
平成19年7月29日(日)	午前9時30分から午後5時まで	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂ほか
平成19年9月2日(日)	午前9時30分から午後5時まで	倉吉会場 倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心セミナールーム3ほか

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 80円切手1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成19年6月1日（金）から各会場ごとに次に掲げる期限日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、期限日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 米子会場 平成19年6月22日（金）

(2) 鳥取会場 平成19年7月13日（金）

(3) 倉吉会場 平成19年8月17日（金）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの

ア 法第 49 条各号に掲げる者 2,800 円

イ その他の者 4,300 円

(2) 第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許を取得するもの

ア 法第 49 条各号に掲げる者 4,000 円

イ その他の者 5,300 円

(3) 納付方法

(1) 及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 県主催の狩猟者養成講習会（受講料無料）の参加希望者は、受験申込みの際に申し出ること。

(2) 詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話 0857-26-7872）又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町 2	0858-23-3276
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320
日野総合事務所福祉保健局保健衛生課	689-4503	日野郡日野町根雨140- 1	0859-72-2038